

平成 28 年 8 月 31 日

各 位

太陽生命保険株式会社  
代表取締役社長 田中 勝英  
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号

## 太陽生命 株式会社伊予銀行で

# まごころの贈り物 の販売を開始

無配当生存給付金付特別終身保険

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、平成 28 年 9 月 1 日より、株式会社伊予銀行において、「まごころの贈り物」（正式名称：無配当生存給付金付特別終身保険）の販売を開始いたしますので、お知らせいたします。

平成 27 年 1 月より施行された相続税および贈与税の税制改正に伴い相続や贈与への関心が高まっており、相続対策の一つとして生前贈与が注目されています。「まごころの贈り物」は、生存給付金の受取人として契約者本人以外のご家族を指定することが可能となっており、生存給付金による「生前贈与（暦年贈与）」と死亡保障による「相続準備」を組合わせた仕組みをもつ画期的な商品です。

「まごころの贈り物」の主な特徴は以下のとおりです。

### 特徴 1 生前贈与（暦年贈与）

1. 毎年お客様が指定する生存給付金受取人に「生存給付金」をお支払いします。

・生存給付金支払期間中に被保険者が生存されている場合、指定する生存給付金受取人へお支払いします。

2. 暦年贈与に関する一部書類について、お客様による作成が不要となります。

・贈与取引の記録を残すための「贈与契約書」の作成が不要です。

・贈与を受ける方の預金口座に太陽生命が振込み、「お支払通知」（贈与の記録）を太陽生命が発行します。

・生命保険の仕組みを活用することから定期贈与<sup>(※)</sup>には該当しません。

(※) 定期贈与とは、まとまった金額を一定期間にわたり、分割して贈与するという約束のもとに行われる贈与を指します。

### 特徴 2 相続準備

一生涯の死亡保障が準備できます。

・生存給付金支払期間中は未払分の生存給付金と終身保険部分の死亡保険金を合わせてお支払いします。

・「支払済の生存給付金＋死亡保険金」は一時払保険料を下回ることはありません。

・死亡保険金は相続税の対象となり、法定相続人が取得した場合は死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

株式会社伊予銀行にてお取扱いを開始する「まごころの贈り物」の商品概要については、【別紙】をご参照ください。

太陽生命は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えすべく、お取扱い商品・サービスの充実に努めてまいります。

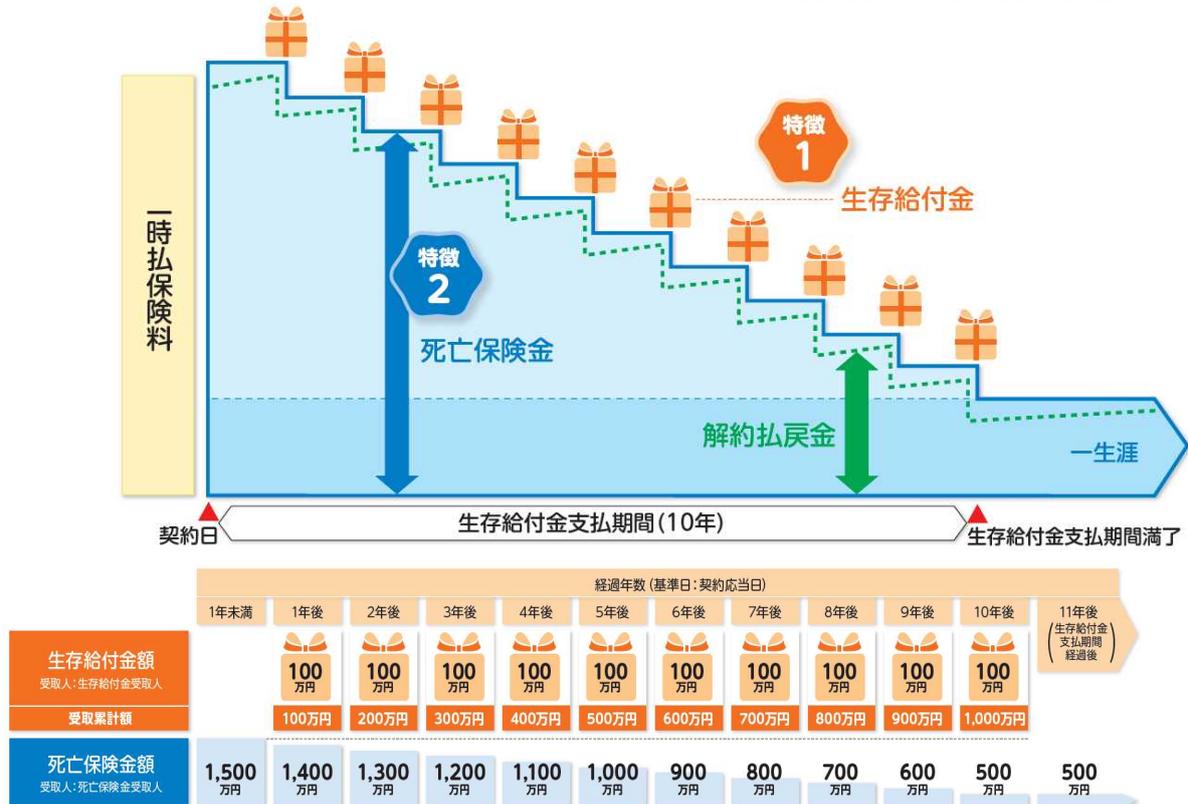
以 上

# まごころの贈り物

無配当生存給付金付特別終身保険

## 1. 仕組み（イメージ図）

<生存給付金支払期間 10年、単位保険金額 100万円、終身保障倍率 5倍の例>



## 2. ご契約のお取り扱い

契約年齢	20歳～80歳
被保険者	契約者と同入
生存給付金 支払期間	10年・15年・20年から選択 ※契約年齢が76歳以上の場合、10年または15年のみとなります。
保険料払込方法	一時払
単位保険金額	10万円～300万円（10万円単位）から選択 ※太陽生命のほかの死亡保険金と通算して所定の限度があります。
終身保障倍率	5倍～20倍（整数倍）から選択 ※ただし、終身保険部分の死亡保険金額は、100万円以上であることが必要です。
生存給付金受取人	契約者の配偶者もしくは3親等内の親族
診査区分	告知書扱

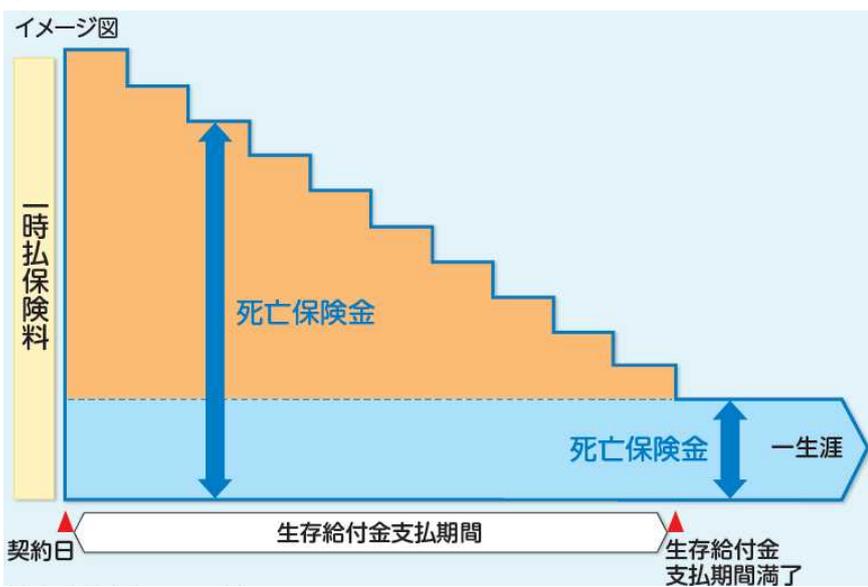
### 3. お支払事由

#### ○ 生存給付金

- ・被保険者が生存給付金支払期間中の毎年の保険年度の満了時に生存しているとき、生存給付金を、毎年契約者が指定する生存給付金受取人にお支払いします。

#### ○ 死亡保険金

- ・被保険者が死亡されたとき、つぎの死亡保険金をお支払いします。
  - ① 生存給付金支払期間中 : 未払分の生存給付金+終身保険部分の死亡保険金
  - ② 生存給付金支払期間経過後 : 終身保険部分の死亡保険金



### 4. 保険料例

- ・単位保険金額：100万円 ・生存給付金支払期間：10年
- ・保険期間：終身 ・終身保障倍率：5倍 ・保険料払込方法：一時払



#### 一時払保険料

契約年齢	男性	女性
50歳	14,548,870円	14,444,380円
60歳	14,704,220円	14,601,810円
70歳	14,857,370円	14,763,980円
75歳	14,930,970円	14,845,670円

以上

※このニュースリリースは商品の概略を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。詳細は「商品パンフレット」等をご覧ください。